

## 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第62回）議事概要

### 1 日 時

平成27年5月19日（火）13時35分～14時06分

### 2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

### 3 出席者

#### （1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川瀨 昇、関口 博正、三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

#### （2）総務省

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、柴山事業政策課調査官、竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官、塩崎電気通信技術システム課長、富岡安全・信頼性対策室長

#### （3）事務局

神田情報流通行政局総務課課長補佐

### 4 議 題

#### （1）部会長の選任及び部会長代理の指名について

委員による互選の結果、辻 正次委員（兵庫県立大学大学院 教授）が部会長に就任した。また、辻部会長の指名により、酒井 善則委員（東京工業大学 名誉教授、放送大学 特任教授）が部会長代理に就任した。

#### （2）委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について

辻部会長により、各委員会に所属する委員等が指名され、同時に各委員会の主査が指名された。

#### （3）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3073号】

審議の結果、諮問のとおり設定することが適当との答申をした。

#### 【内容】

NTT東西の提供する特定電気通信役務について、平成27年10月から適用され

る基準料金指数の設定に係るもの。

(4) 諮問事項

電気通信事業法第 41 条第 3 項の規定に基づく電気通信事業者の指定等について  
【諮問第 3 0 7 4 号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行うこととした。

【内容】

- ・ 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定するもの。
- ・ 指定を受ける回線非設置事業者と同様に利用者に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線設置事業者の電気通信設備を、技術基準等の適用対象とするもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 神田・宇佐美

電 話：03-5253-5694

F A X：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp